**東大阪市における特定事業所集中減算の【正当な理由】の範囲について**

１　居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域にサービス事業所が各サービスごとでみた場合

に**５事業所未満**である場合

２　居宅介護支援事業所の判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が**20件以下**で

ある場合

３　居宅介護支援事業所の判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画のうち、それぞれの

サービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均**10件以下**である場合

４「**サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集**

**中していると認められる場合**」に該当する居宅サービス計画数を除外して割合の計算を行った結果が80％以下となる場合

「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集

中していると認められる場合」とは、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利

用したい旨の**理由書（ホームページに掲載）**の提出を受けている場合であって、**地域ケア**

**会議等◎**に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受け

ている場合に限られます。

◎ **｢地域ケア会議等｣**とは・・名称の如何にかかわらず地域包括支援センターが実施する事例

検討会等のことであり、本市では現在、「東大阪市高齢者地域ケア会議の個別支援策検討会議」

がこれに該当します。

ただし、当分の間は、介護支援専門員が「サービス担当者会議」を利用者やその家族、

各サービス担当者等の本来の構成員に加えて、直接介護保険サービスの提供に当たらない

専門職種【医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、PT、OT、ST、管理栄養士等

（居宅サービス計画に位置付けられたサービス事業所の職員は除く）】のうち、当該利用者

の課題の解決のために必要とされる２職種以上の専門職種が出席して開催し、専門的見地

からの意見・助言を受けている場合はこれに該当することとします。

注１）本来の構成員以外の２職種以上の専門職種については、必ず出席が必要であり、照会等により意見・

助言を受けている場合は対象となりません。

注２）サービス担当者会議において、利用者の支援に直接当たらない専門職種に個人情報を提供することに

ついては、利用者及び家族の個人情報の保護の観点から問題が生じることのないよう、契約時又は

サービス担当者会議の開催時等に、会議の趣旨を踏まえた利用者及び家族の同意を得るなど十分な

対応をお願いします。

・「地域ケア会議等」の範囲については、今後、地域の社会資源の整備状況等により、取り扱いが変更となる

場合があります。

５　その他正当な理由と認める場合

次の①、②、③のいずれかに該当する居宅サービス計画数を除外して割合の計算を行った

結果が80％以下となる場合

裏面に続く

1. **災害等により**他の事業所での受け入れが困難であり、当該事業所を利用せざるを得な

い客観的かつ明確な理由があると認められる居宅サービス計画

1. 他の居宅介護支援事業所の**廃止・休止**により判定期間中に引き受けた利用者について

引き受ける前から紹介率最高法人の運営するサービス事業所が居宅サービス計画に位

置付けられていた居宅サービス計画（判定期間前に引き受けた利用者の居宅サービス

計画は対象となりません。）

1. 上記の他、他の事業所での受け入れが困難であり、当該事業所を利用せざるを得ない

客観的かつ明確な理由があると認められる居宅サービス計画